

年次更新・新規加入申込書（兼脱退通知書）について

会員様のご加入状況に変更があった場合、下のような申込書のご提出をお願いします。
 新規に保険加入された会員様、保険の口数を変更された会員様は氏名欄右に被保険者同意印の押印が必要で、保険口数を増やした場合（新規0→1を含む）は告知欄への記入が必要です。

処理区分表示（記入）記号

- A : 新規加入会員（保険あり）
- B : 新規加入会員（保険なし）・・・保険加入なしでの入会は代理店会員様のみ
- C : 脱会・・・友の会は自動更新ですので、脱会される全会員様の処理区分欄がCになっている
申込書（脱退通知書）の提出が必要です。
- D : 保険口数変更（保険加入口数の変更があった会員様、被保険者同意印必要）
- E : 年齢制限保険のみ脱退（次の8月1日で65歳6カ月を超える代理店会員様）

■代理店会員様申込書例

告知年月日
 申込締め切り日
 以前の日付
 代表者印
 告知
 被保険者同意印

■チェーン店会員様申込書例

告知年月日
 申込締め切り日
 以前の日付
 代表者印
 告知
 被保険者同意印

EW友の会2026年次更新・加入申込ガイド

更新・加入申込受付期間

2026年4月1日(水) ▶ 5月20日(水)

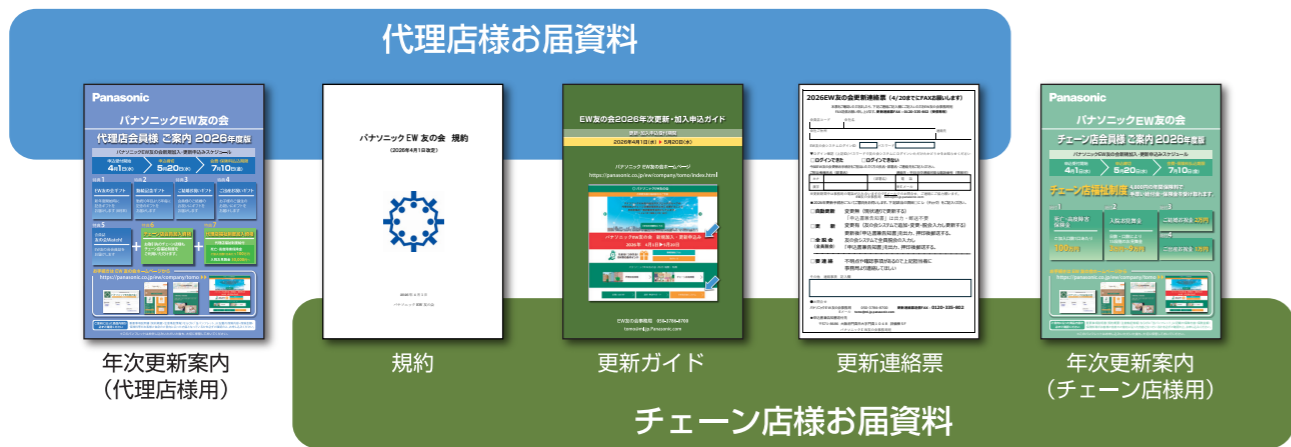
パナソニック EW友の会ホームページ

<https://panasonic.co.jp/ew/company/tomo/index.html>

EW友の会事務局 050-3786-8700

tomo@ml.jp.Panasonic.com

EW 友の会 2026 年次更新・加入手続きご案内お届資料



更新・加入お手続き

1 **更新連絡票の送信 4月20日まで**

更新連絡票記載の ID/ パスワードで EW 友の会システムにログイン。加入状況を確認する。

ログイン状況・更新意向等必要事項を記入して FAX 送信する。



2026EW友の会更新連絡票 (4/20までにFAXお願いします)

本票をご確認いただき、下記ご連絡ご記入欄にご記入いただきEW友の会事務局宛 FAX送信お願いします。更新連絡票FAX：0120-335-802 (受信専用)

会員店コード 会社名
会社ご住所 連絡先

EW友の会システムログインID パスワード

▼ログイン確認 (上記ID/パスワードで友の会システムにログインいただけたかどうかをお知らせください)

ログインできた ログインできない

今回EW友の会更新お手続きをご担当いただく方の氏名・部署名・ご連絡先をご記入ください。

ご担当者様氏名 (部署名)	連絡先: 平日日中連絡可能な電話番号 (携帯可)
カナ	電話
漢字	※ E メール

※更新期間中は事務局の電話が込みますのでEメールでのお問合せ、ご連絡にご協力願います。
EW友の会事務局 tomo@ml.jp.panasonic.com

■2026年更新手続きについて意向をお伺いします。下記該当の項目に()を記入してください。

自動更新 変更無 (現状通りで更新する)
「申込書兼告知書」は出力・郵送不要

更新 変更有 (友の会システムで追加・変更・脱会入力し更新する)
更新後「申込書兼告知書」を出力、押印後郵送する。

全脱会 (全員脱会) 友の会システムで全員脱会の入力し
「申込書兼告知書」を出力、押印後郵送する。

要連絡 不明点や確認事項があるので上記担当者に事務局より連絡してほしい

その他 連絡事項 記入欄

●お問合せ
パナソニックEW友の会事務局 050-3786-8700 更新連絡票送信FAX: 0120-335-802
Eメール tomo@ml.jp.panasonic.com

●申込書兼告知書送付先
〒571-8686 大阪府門真市大字門真1048 評価棟5F
パナソニックEW友の会事務局宛

EW 友の会システムログイン ID/ パスワード

EW 友の会システムログイン結果記入

更新でご担当者様情報記入
ご連絡先 (できればEメール) 必須

更新ご意向記入

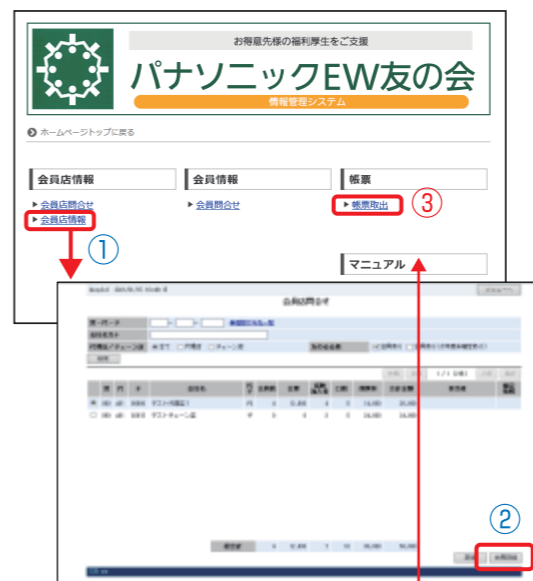
お問合せ事項記入 (任意)

更新連絡票 (紙)

2 **更新・加入申込書兼脱退通知書の提出 (郵送) 5月20日まで**

EW 友の会システムで会員加入状況を更新・新規加入者を登録する。登録内容確認のうえ、「確定」ボタンを押下してデータ確定する。

EW 友の会システムで提出用の申込書を発行し、取り出して印刷。新規保険加入・加入数変更の会員 (被保険者) の同意印および会社代表者印を押印し、返信用封筒で事務局へ郵送。

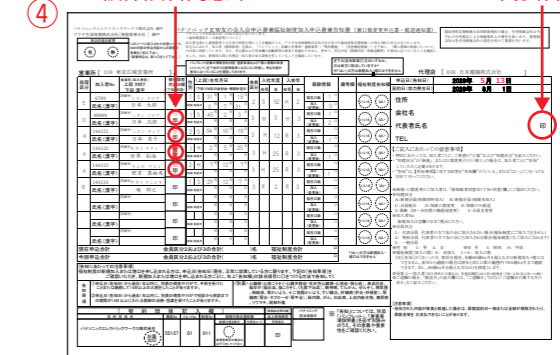


①-③ 会員登録・編集
①-④ 申込書取り出し

※詳細はマニュアルをご参照ください



被保険者同意印 代表者印



脱会

会社として脱会する場合はシステムで全員を脱会処理し確定。申込書を取り出し会社代表者印を押印して提出する必要があります。放置すると「自動更新」となり、会費・保険料の支払義務が発生します。

自動更新

加入状況および加入会員の氏名等の個人情報に全く変更が無い場合は申込書の作成は不要です。1.の更新連絡票で「自動更新」を連絡し3.の会費・保険料支払で手続き完了となります。

3 **会費・保険料の払い込み 最終7月10日まで**

継続更新・新規加入申込をいただいた順に随時、会費・保険料の請求書 (払込票) を発行・郵送させていただきます。請求書の払込期限をご確認いただき、期限までにお支払をお願いします。

会費・保険料の精算

お支払いいただいた会費・保険料は期間中に中途脱会されても返金いたしません。お申込後、始期の8月1日以前に脱会された会員様は**保険料のみ返金**させていただきます。

